

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第57号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条健康づくり推進課の項中第40号を第42号とし、第24条から第39条までを2号ずつ繰り下げ、第23号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 障害者自立支援法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与，移動支援及び地域活動支援に関するものに限る。）に関する事。ただし，精神障害者に関するものに限る。

第6条健康づくり推進課の項第22号の次に次の1号を加える。

(23) 障害者自立支援法によるサービス利用計画作成費，特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に関する事。ただし，精神障害者に関するものに限る。

附 則

この規則は，平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)